取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第一回新株予約権、第二回新株予約権、第三回新株予約権及び第四回新株予約権のうち、行使条件を充たさなくなった者が有するもの（第一回新株予約権三百個、第二回新株予約権八十個、第三回新株予約権八十四個、第四回新株予約権六十個）

二、取得の日　平成二十四年五月三十一日

平成二十四年五月十五日

東京都渋谷区円山町二八番一号

株式会社ゲームズアリーナ

代表取締役　小林　宏

金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割によりＳＢＩフィナンシャルショップ株式会社（住所東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号）に対して、当社の金融商品取引業に係る事業の権利義務の一部（対面取引部門。ただし、顧客資産を除く。）を承継させることといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年六月十五日です。

平成二十四年五月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号

株式会社ＳＢＩ証券

代表取締役　澤田安太郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年六月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月十五日

東京都中央区小網町一〇番七号ＦＬＧ日本橋小網町ビル

アジアンスタンダードコーポレーション

株式会社　代表取締役　伊藤　晃

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月十五日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号

ＭＴラボ株式会社

代表取締役　村田　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を六十九億三千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ダイコク・ディストリビューションセンター特定目的会社　取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十四年四月十七日付官報の号外第八十九号五十六頁に掲載されています。

平成二十四年五月十五日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

ＭＧケイアイアール特定目的会社

取締役　紅林　優光

訂正公告

平成二十四年四月十一日（号外第八十四号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑤主たる営業所の名称及び所在地欄の「本店営業所」とあるは「本社営業所」、⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名欄の「東京都江東区有明一丁目４番地10号」とあるは「東京都江東区有明一丁目４番地20号」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十四年五月十五日

東京都江東区有明一丁目四番地二〇号

株式会社ロングエーインターナショナル

代表取締役　林　竜谷

訂正公告

平成二十四年五月八日掲載の定款変更につき通知公告のうち、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する効力発生日「平成二十四年五月三十日」とあるは「平成二十四年八月一日」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年五月十五日

愛知県小牧市高根一丁目二〇〇番地

株式会社アイコーメディカル

代表取締役　加藤　弥生

取消公告

平成二十四年五月八日掲載の定款変更につき通知公告のうち、定款を変更して株式の譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける公告は取消します。

平成二十四年五月十五日

愛知県小牧市高根一丁目二〇〇番地

株式会社アイコーメディカル

代表取締役　加藤　弥生

正誤

ページ	段	行	誤	正
二七一	上	終りから三	申出をする者	譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方
〃	下	〃 九	3	2

同日（同号外）公布内閣府・総務省・経済産業省令第一号（情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令）

（原稿誤り）

二七八ページ上段九～一〇行目は次のとおりの誤り。

三　令第二条第四号又は第五号に掲げる事業を行う場合においては、顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類

二七八	上	一四	応じ当該各号
〃	〃	一六	あった場合
〃	〃	一九	なった場合

同日（同号外）公布内閣府・経済産業省令第四号（自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令）

（原稿誤り）

二八三	下	終りから二一	段差を有する構造
		一一	造

平成二十四年四月三日法務省告示第百三十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二一一		終りから一六	羅絹明
			羅絹明

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十五日付第一〇六号六　四ページ●同日付政府調達第九〇号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）